

京都市告示第 344号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類            府 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨大沢柳井手町37番地の1地先から	旧	メートル 58.00	メートル 8.25 ~ 9.95
	同区嵯峨一本木町1番地の1地先まで	新	58.00	9.35 ~ 11.50
中山稻荷線	伏見区竹田向代町川町18番地の5地先から	旧	8.60	7.50
		新	8.60	8.00 ~ 8.20
	同町18番地の7地先まで	旧	12.00	7.55
		新	12.00	8.51
伏見区竹田向代町37番地の1地先内	旧	12.00	7.55	
	新	12.00	8.51	

(建設局道路部道路明示課)